

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則

平成19年3月23日

議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則(第1条～第12条)
- 第2節 議案及び動議(第13条～第18条)
- 第3節 議事日程(第19条～第23条)
- 第4節 選挙(第24条～第32条)
- 第5節 議事(第33条～第46条)
- 第6節 秘密会(第47条～第48条)
- 第7節 発言(第49条～第65条)
- 第8節 表決(第66条～第76条)
- 第9節 公聴会、参考人(第77条～第83条)
- 第10節 会議録(第84条～第88条)

第2章 委員会

- 第1節 総則(第89条～第92条)
- 第2節 審査(第93条～第107条)
- 第3節 秘密会(第108条～第109条)
- 第4節 発言(第110条～第120条)
- 第5節 委員長及び副委員長の互選(第121条～第122条)
- 第6節 表決(第123条～第133条)

第3章 請願(第134条～第141条)

第4章 辞職及び資格の決定(第142条～第146条)

第5章 規律(第147条～第154条)

第6章 懲罰(第155条～第160条)

第7章 議員の派遣(第161条)

第8章 補則(第162条)

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月11日神奈川県知事許可）第8条第1項又は第3項の規定による選挙後最初の会議において議長が定める。

2 選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮り、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第8条 会議時間は、午後1時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 会議の開始は、口頭又は号鈴で報ずる。

(休会)

第9条 神奈川県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号)第2条第1項に規定する休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場付近に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署

して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 2 1 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 2 2 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 2 4 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 2 5 条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 2 6 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 2 4 条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第 2 7 条 投票を行うときは、議長は、書記をして議員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、書記をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 2 8 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を書記をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第136条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が議会運営委員会(以下「委員会」という。)に付託することができる。

2 前項に規定する提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第39条 議長は、修正案が提出されているときは、その説明をさせる。

2 前項の説明は、第36条第1項の規定により委員会に付託した場合は、委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったときにこれを行う。

(委員長報告等に対する質疑)

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対してもまた同様とする。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第42条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は期限までに審査又は調査を終わることができないときは、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は第37条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第45条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第46条 延会、中止又は休憩のため、事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第47条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第48条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等

については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上が発言を求めたときは、議長は、先順位者と認めた者から指名する。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一議題について原則として3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限

りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、広域連合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失

う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配付)

第65条 広域連合長その他の関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第66条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第68条 表決には、条件を付けることができない。

(起立等による表決)

第69条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又

は挙手(以下「起立等」という。)させ、起立者等の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者等の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第70条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

- 2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第71条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を記載した所定の投票用紙に、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 前項の投票による表決において、賛否を投票しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第72条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 前項の投票による表決において、賛否を投票しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議

長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、起立等の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 7 6 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いしないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第 9 節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第 7 7 条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。
(意見を述べようとする者の申出)

第 7 8 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。
(公述人の決定)

第 7 9 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(公述人の発言)

第 8 0 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第81条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第82条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第83条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第84条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した書記の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音機による録音その他の方法によって記録する。

(会議録の配付)

第85条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。

(会議録に掲載しない事項)

第86条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第87条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第88条 会議録の保存年限は、永年とする。

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)

第89条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第90条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第91条 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(会議の開閉)

第92条 開議、散会、中止又は休憩は委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第2節 審査

(議題の宣告)

第93条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第94条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括

して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第95条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を書記をして朗読させる。

(審査順序)

第96条 委員会における事件の審査は、原則として提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(先決動議の表決順序)

第97条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第98条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第99条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第100条 委員会は、法100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第101条 委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第102条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第103条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第104条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第105条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第106条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第107条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるとき、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第108条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第109条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第110条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言するこ

とができない。

(委員の発言)

第111条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りでない。

(発言内容の制限)

第112条 発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第113条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第114条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第115条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第116条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第117条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告

する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第118条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第119条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の配付)

第120条 広域連合長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配付にかえることができる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第121条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときはくじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行なっている者も投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを委員会に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第122条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第123条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第124条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第125条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第126条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第127条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第128条 記名投票を行う場合には、自己の氏名を記載した所定の投票用紙に、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 前項の投票による表決において、賛否を投票しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第129条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問

題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 前項の投票による表決において、賛否を投票しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第130条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第131条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第132条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第133条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第134条 請願書には、邦文を用いて請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載(点字による記載を含む。)し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穩になさなければならない。
- 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようと

するときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配付)

第135条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第136条 議長は、請願文書表の配付とともに、請願を委員会に付託する。ただし、議長において委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(請願の取下げ)

第137条 請願者は、閉会中に受理された請願書を会議の議題となるまでの間に取下げようとするときは、取下げ願書により議長の承認を得なければならない。

(紹介議員の委員会出席)

第138条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、広域連合長その他関係機関に送付することを適当と認めるもの、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、広域連合長その他の関係機

関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにしたものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第142条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の規定による辞表の提出があったときは、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第143条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第144条 法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第145条 前条の要求については、議会は、第36条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(決定書の交付)

第146条 議会が法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第147条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第148条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議の妨げとなるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第149条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第150条 議員は、会議中はみだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、議場又は委員会の会議室において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第152条 議場又は委員会の会議室に入る者は、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配付許可)

第153条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配付するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第154条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第155条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しな

なければならない。ただし、第48条第2項又は第109条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第156条 懲罰については、議会は、第36条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第157条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第158条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第159条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第160条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第161条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第162条 この規則の施行について疑義が生じたときは、議長が決定す

る。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、委員会の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の2第1項及び第111条の規定に基づく、委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定める条例が施行される日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。